
成年後見制度 市町村長申立てマニュアル 資料集

資料集

もくじ

- 資料 - 1 - 申立準備チェックシート（令和6年10月版）
- 資料 - 2 - 後見関係事件申立費用一覧表（令和6年10月版）
- 資料 - 5 - 後見開始等申立書・記載例
- 資料 - 8 - 保佐開始等申立書・記載例
- 資料 - 11 - 補助開始等申立書・記載例
- 資料 - 14 - 審判前の保全処分申立書
- 資料 - 17 - 診断書・記載例
- 資料 - 19 - 鑑定についての照会書
- 資料 - 20 - 本人情報シート・記載例
- 資料 - 22 - 申立事情説明書・記載例
- 資料 - 30 - 後見人等候補者事情説明書（法人用）
- 資料 - 34 - 後見人等候補者事情説明書・記載例
- 資料 - 38 - 財産目録・記載例
- 資料 - 41 - 相続財産目録・記載例
- 資料 - 44 - 収支予定表・記載例
- 資料 - 46 - 親族関係図・記載例
- 資料 - 47 - 親族の意見書・記載例
- 資料 - 47 - 代理行為目録・記載例
- 資料 - 50 - 同意行為目録・記載例
- 資料 - 52 - 登記されていないことの証明申請書記入例
- 資料 - 53 - 登記事項証明書（不動産登記関係）公用申請例
- 資料 - 54 - 戸籍謄本 公用申請例
- 資料 - 55 - 固定資産評価書 公用申請例
- 資料 - 56 - 後見開始審判の費用負担に関する上申書例
- 資料 - 57 - 申立費用求償請求例
- 資料 - 58 - 親族への通知文例
- 資料 - 59 - 親族の意見書が返送されない場合の上申書例
- 資料 - 60 - 非開示希望申出について（横浜家2019.3）(2024.10改訂)
- 資料 - 63 - 非開示の希望に関する申出書
- 資料 - 64 - 即時抗告について（令和6年10月版）
- 資料 - 65 - 即時抗告申立書（R5.9版）
- 資料 - 67 - 厚生労働省令和3年11月26日付通知
- 資料 - 78 - 厚生労働省令和5年5月30日付事務連絡

*（ ）が差し替えおよび追加したページです

- | | |
|------------------|----------------------------|
| - 資 - 2~51/60~66 | 横浜家庭裁判所（後見係）ホームページより |
| - 資 - 14 | 横浜家庭裁判所（後見係）への依頼により入手できる書式 |
| - 資 - 52 | 東京法務局ホームページ掲載の書式に一部加筆 |
| - 資 - 53~59 | 神奈川県社協作成 |
| - 資 - 67~81 | 厚生労働省発出通知および事務連絡 |

申立準備チェックシート

チェックの上、同封して提出してください。

(※必ず同封の「後見（保佐、補助）開始の申立ての手引」をよくお読みいただいた上で、ご準備ください。)

令和6年10月版

申立書・事情説明書	チェック欄
申立書	
申立事情説明書	
後見人等候補者事情説明書	

市区町村役場から取り寄せる書類	チェック欄
本人の戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）	
本人の住民票（注：マイナンバーの記載のないもの）	
後見人等候補者の住民票（注：マイナンバーの記載のないもの）	

登記されていないことの証明書	チェック欄
本人の登記されていないことの証明書 ※証明事項欄は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。本人の氏名・生年月日・住所・本籍は、戸籍及び住民票の表記どおりに記載をしてください。	

診断書及び鑑定についての照会書等	チェック欄
診断書及び鑑定についての照会書	
本人情報シートのコピー	
本人の健康状態に関する資料（例：介護保険認定書、療育手帳（愛の手帳）などのコピー）	

財産目録および収支予定表、親族の意見書等	チェック欄
財産目録及び収支予定表	
相続財産目録	
財産や収支を裏付ける資料（不動産登記事項証明書、預貯金通帳のコピー、各種資料のコピー）	
親族の意見書	
親族関係図	

申立てに必要な費用	チェック欄
収入印紙○申立費用：800円分 <u>※同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合は、それぞれ別に800円分が必要になります。</u> ○登記嘱託用：2,600円分 ※収入印紙は合算せず、○申立費用分と○登記嘱託用分は、それぞれ分けてご準備ください。	
郵便切手（後見開始：4,000円分、保佐・補助開始：5,000円分） ※〔後見開始〕 500円4枚、110円5枚、100円10枚、50円6枚、10円15枚 〔保佐・補助開始〕 500円6枚、110円5枚、100円10枚、50円6枚、10円15枚	

非開示希望情報について（同封の「非開示希望申出について」（緑色の用紙）参照）	チェック欄
※「非開示希望申出について」を読み、内容を理解されましたら、チェックをしてください。	

後見関係事件申立費用一覧表

横浜家庭裁判所

※申立手数料と登記手数料は、別々に準備してください。

成年後見等開始に関する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
後見開始（成年後見）	・ 郵便切手 500円×4枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×6枚、10円×15枚 合計4,000円分
	・ 収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）2,600円分
保佐開始	・ 郵便切手 500円×6枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×6枚、10円×15枚 合計5,000円分
	・ 収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）2,600円分
補助開始	・ 郵便切手 500円×6枚、110円×5枚、100円×10枚、50円×6枚、10円×15枚 合計5,000円分
	・ 収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）2,600円分

同意権・代理権付与審判事件（取消含む）

事 件 名	必 要 な 費 用
同意を得なければならない 行為の定め・代理権の付与	・ 郵便切手（※保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要） 500円×3枚、110円×10枚、100円×2枚、50円×2枚、10円×10枚 合計3,000円分
	・ 収入印紙 （申立手数料として）それぞれ800円分 （登記手数料として ※保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要） 1,400円分

未成年後見に関する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
未成年後見人選任	・ 郵便切手 500円×3枚、110円×10枚、100円×2枚、50円×1枚、10円×15枚 合計3,000円分
	・ 収入印紙 （申立手数料として）未成年者1名につき 800円分

任意後見契約法に規定する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
任意後見監督人選任	・ 郵便切手 500円×3枚、110円×5枚、100円×13枚、50円×4枚、10円×15枚 合計3,700円分
	・ 収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）1,400円分

後見関係事件申立費用一覧表

横浜家庭裁判所

※申立手数料と登記手数料は、別々に準備してください。

同意権・代理権付与審判事件（取消含む）

事 件 名	必 要 な 費 用
同意を得なければならない 行為の定め・代理権の付与	・郵便切手（※保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要） 500円×3枚、110円×10枚、100円×2枚、50円×2枚、10円×10枚 合計3,000円分
	・収入印紙 （申立手数料として）それぞれ800円分 （登記手数料として ※保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要） 1,400円分

成年後見人等選任審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人（保佐人、補助人、監督人）選任	・郵便切手 500円×3枚、110円×10枚、100円×5枚、50円×2枚、10円×15枚 合計3,350円分
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分

成年後見人等辞任許可審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人（保佐人、補助人、監督人）辞任許可	・郵便切手 500円×3枚、110円×7枚、100円×3枚、50円×2枚、10円×15枚 合計2,820円分
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分 （登記手数料として）1,400円分

成年後見人等辞任許可・選任審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人等辞任許可、成年後見人等選任	・郵便切手 500円×6枚、110円×10枚、100円×2枚、50円×2枚、10円×15枚 合計4,550円分
	・収入印紙 （申立手数料として）1,600円分 （登記手数料として）1,400円分

後見・保佐・補助開始審判取消事件

事 件 名	必 要 な 費 用
後見等開始審判の取消	・郵便切手 500円×2枚、110円×10枚、100円×10枚、50円×2枚、10円×15枚 合計3,350円分
	・収入印紙 （申立手数料として）800円分

特別代理人・臨時保佐人・臨時補助人選任審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
特別代理人等選任 (遺産分割・抵当権設定)	・郵便切手 110円×10枚、10円×10枚 合計1,200円分
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分

成年後見人等に対する報酬付与審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人等に対する報酬 の付与	・郵便切手 110円×1枚 合計110円分
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分

居住用不動産処分許可審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年被後見人等の居住用不動産 の処分についての許可	・郵便切手 110円×1枚 合計110円分
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託審判事件 (取消・変更含む)

事 件 名	必 要 な 費 用
成年被後見人に宛てた郵便物 等の配達の嘱託	・郵便切手 500円×2枚、110円×4枚 合計1,440円分 ※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに110円1枚追加
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分
成年被後見人に宛てた郵便物 等の配達の嘱託の取消	・郵便切手 110円×1枚 合計110円分 ※後見手続が継続している場合、現在の後見人1人につき 1,220円分 (内訳: 500円2枚、110円2枚) 追加。 ※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに110円1枚を追加
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分
成年被後見人に宛てた郵便物 等の配達の嘱託の変更	・郵便切手 110円×2枚 合計220円分 ※郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の者が申立をする場合、 1,220円分 (内訳: 500円2枚、110円2枚) 追加。 ※成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに、 1,220円分 (内訳は上記と同じ) を追加。 ※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに110円1枚を追加
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分

成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
火葬契約締結、その他相続財産 の保存に必要な行為につい ての許可申立	・郵便切手 110円×1枚 合計110円分
	・収入印紙 (申立手数料として) 800円分

記載例（後見開始）

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印		（☒後見 ☐保佐 ☐補助）開始等申立書 ※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。	
申立書を提出する裁判所 作成年月日		※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは、2,400円分 【注意】 貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。	
収入印紙（申立費用）	円	準口頭	関連事件番号 年（家）第 号
収入印紙（登記費用）	円		
予納郵便切手	円		
家庭裁判所 支部 出張所 御中 令和 〇 年 〇 月 〇 日		申立人又は同手続 代理人の記名押印	
		甲 野 花 子 (印)	
申立人	住所	〒 〇〇〇－ 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	ふりがな	こう の はな こ	
	氏名	甲 野 花 子	
	本人との関係	☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他の親族（関係： ） ☐ 市区町村長 ☐ その他（ ）	
手続代理人	住所（事務所等）	〒 — ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話 () ファクシミリ ()	
	氏名		
本人	本籍（国籍）	〇〇 都 道 〇〇市〇〇町〇〇番地	
	住民票上の住所	☒ 申立人と同じ 〒 — 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	実際に住んでいる場所	☐ 住民票上の住所と同じ 〒 〇〇〇－〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 病院・施設名（ 〇〇病院 ） 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	ふりがな	こう の た ろ う	
	氏名	甲 野 太 郎	

平日（午前9時～午後5時）に連絡が取れる電話及び携帯電話の番号を正確に記載してください。

成年後見人を選任する必要がある方について記載してください。

申 立 て の 趣 旨	
※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。	
☒	本人について 後見 を開始するとの審判を求める。
☐	本人について 保佐 を開始するとの審判を求める。 ※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法１３条１項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。 ☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について <u>保佐人に代理権を付与する</u> との審判を求める。 ☐ 本人が民法１３条１項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、 <u>保佐人の同意を得なければならない</u> との審判を求める。 記
☐	本人について 補助 を開始するとの審判を求める。 ※ 以下は、少なくとも１つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。 ☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について <u>補助人に代理権を付与する</u> との審判を求める。 ☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、 <u>補助人の同意を得なければならない</u> との審判を求める。
申 立 て の 理 由	
本人は、（※ 認知症 ）により 判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。 ※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。	
申 立 て の 動 機	
※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。	
本人は、 ☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続 ☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上保護（福祉施設入所契約等） ☐ その他（ ） の必要がある。	
※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。	
本人は、○年程前から認知症で○○病院に入院しているが、その症状は回復の見込みがなく、日常的に必要な買い物も一人でできない状態である。	
令和○年○月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたことから本件を申し立てた。申立人も病気がちなので、成年後見人には、健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任してもらいたい。	

この申立てをするに至りたいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人以外の〔 ☒ 以下に記載の者 ☐ 別紙★に記載の者 〕 ★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住 所	〒 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こう の なつ お ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)
	氏 名	甲 野 夏 男 ☒ 親 族 : ☐ 配偶者 ☐ 親 ☒ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他 (関係 :) ☐ 親族外 : (関係 :)
本人との関係		

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
	※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。 ☒ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☒ 本人の住民票又は戸籍附票 ☒ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☒ 本人の診断書 ☒ 本人情報シート写し ☒ 本人の健康状態に関する資料 ☒ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☒ 本人の財産に関する資料 ☒ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☒ 本人の収支に関する資料 ☐ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど） ☐ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

- ※ 太わくの中だけ記載してください。
- ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください

記載例（保佐開始）

受付印		（ □後見 ☒保佐 □補助 ） 開始等申立書 ※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。	
申立書を提出する裁判所		※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。	
収入印紙（申立費用）	円	準口頭	関連事件番号 年（家）第 号
収入印紙（登記費用）	円		
予納郵便切手	円		
家庭裁判所 支部・出張所 御中 令和 〇 年 〇 月 〇 日		申立人又は同手続 代理人の記名押印	甲 野 花 子 (印)
申 立 人	住 所 〒 〇〇〇－ 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	平日（午前9時～午後5時）に連絡 が取れる電話及び携帯電話の番号を 正確に記載してください。	
	ふりがな こう の はな こ	☐ 大正 ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)	
	氏 名 甲 野 花 子		
	本人との 関 係	☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他の親族（関係： ） ☐ 市区町村長 ☐ その他（ ）	
手続代理人	住 所 （事務所等） 電話 () ファクシミリ ()	※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を 記載してください。	
	氏 名		
本 人	本 籍 （国 籍）	〇〇 都 道 府 県 〇〇市〇〇町〇〇番地	
	住民票上 の 住 所	☒ 申立人と同じ 〒 ー 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	実 際 に 住 ン で い る 場 所	☐ 住民票上の住所と同じ 〒 〇〇〇－ 〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 病院・施設名（ 〇〇病院 ） 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	ふりがな 氏 名	こう の た ろ う 甲 野 太 郎	☐ 大正 ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)

保佐人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

☒ 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

☒ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほか、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

☐ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

本人は、（※ **認知症**）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申立ての動機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、

- ☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上保護（福祉施設入所契約等）
☐ その他（ ）

の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズ of 用紙をご自分で準備してください。

本人は、〇年程前から認知症で〇〇病院に入院しているが、その症状は回復の見込みがない状態である。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、

本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。申立人も

病気がちなので、保佐人には、健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任して

もらいたい。

民法13条1項に規定されている行為とは、
補助用の「同意行為目録」に記載している事項です。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人以外の〔 ☒ 以下に記載の者 ☐ 別紙★に記載の者 〕 ★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住所	〒 — 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こう の なつ お
	氏名	甲 野 夏 男 ☒ 昭和 ☐ 平成 〇 年 〇 月 〇 日 生 (〇〇 歳)
本人との関係	☒ 親 族 : ☐ 配偶者 ☐ 親 ☒ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他 (関係 :) ☐ 親族外 : (関係 :)	

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。 ☑ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☑ 本人の住民票又は戸籍附票 ☑ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）) ☑ 本人の診断書 ☑ 本人情報シート写し ☑ 本人の健康状態に関する資料 ☑ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☑ 本人の財産に関する資料 ☑ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☑ 本人の収支に関する資料 ☑ (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど） □ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
------	---

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

補助人を選任する必要がある方について記載してください。

申 立 て の 趣 旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

- ☐ 本人について**後見**を開始するとその審判を求める。
- ☐ 本人について**保佐**を開始するとその審判を求める。
 ※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。
- ☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- ☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。
- 記
- _____
- _____
- ☒ 本人について**補助**を開始するとその審判を求める。
 ※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。
- ☒ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- ☒ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申 立 て の 理 由

本人は、（※ **認知症** ）により
 判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。
 ※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申 立 て の 動 機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、
☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上保護（福祉施設入所契約等）
☐ その他（ ）
 の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。

本人は、〇年程前から認知症の症状が出ていると言われている。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、

本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。また、以前、

訪問販売で高価な物を購入して困ったことがあったので、補助人に同意権を与え

てほしい。申立人も病気がちなので、補助人には、健康状態に問題のない長男の

甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人以外の〔 ☒ 以下に記載の者 ☐ 別紙★に記載の者 〕★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住 所	〒 ー 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こ う の な つ お
	氏 名	甲 野 夏 男 ☒ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 ☐ 平成 (〇〇 歳)
本人との関係	☒ 親 族 : ☐ 配偶者 ☐ 親 ☒ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他 (関係 :) ☐ 親族外 : (関係 :)	

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人 1 人につき 1 通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。 ☒ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☒ 本人の住民票又は戸籍附票 ☒ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）) ☒ 本人の診断書 ☒ 本人情報シート写し ☒ 本人の健康状態に関する資料 ☒ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☒ 本人の財産に関する資料 ☒ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☒ 本人の収支に関する資料 ☒ (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合) 同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど） ☐ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書 4 項に関する資料）
------	--

受付印 予納郵便切手 円 予納収入印紙 円	審判前の保全処分申立書 事件名（該当する□にチェックする。） ☐ 財産の管理者の選任等 ☐ 後見命令 ☐ ☐ 保佐命令 ☐ 補助命令
---	--

準口頭		基本事件番号	令和 年（家 ）第	号
-----	--	--------	---------------------	---

横浜家庭裁判所 令和 年 月 日	御中	申立人の 署名押印 又は記名押印	印
--	----	------------------------	---

添付書類	□財産管理者の候補者の住民票または戸籍の附票
------	------------------------

本案審判事件	令和 年（家）第	号	☐ 後見開始 ☐ 保佐開始 ☐ 補助開始 ☐	事件
当事者	別紙「当事者目録」記載のとおり			
管理すべき財産	別紙「財産目録」記載のとおり			

求める保全処分	
□1	本人（ ）の財産の管理者を選任するとの審判を求める。
□2	別紙当事者目録記載の（ ）を、財産の管理等に関し指示を受けるべき者とし、同人に対し、別紙記載の事項を指示する審判を求める。
□3	本人（ ）の財産上の行為につき、財産管理者の { ☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助 を 受けるべきことを命ずるとの審判を求める。

（注）太枠の中だけ記入してください。該当する□にチェックをする。

保 全 処 分 を 求 め る 事 由

(本案の申立てを相当とする事情及び緊急に保全処分を必要とする事情)

保 全 処 分 を 求 め る 事 由

(本案の申立てを相当とする事情及び緊急に保全処分を必要とする事情)

(注) 太枠の中だけ記載してください。具体的な事情を記入してください。

(別紙)

申 立 人	住 所	〒 電話・携帯 ()	
	フリガナ	(方)	
	氏 名	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生
	職 業		
本 人	本 籍	都 道 府 県	
	住 所	〒 電話・携帯 ()	
	フリガナ	(方)	
	氏 名	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生
財 候 産の 補 管 理 者 の	住 所	〒 電話・携帯 ()	
	連 絡 先	(方)	
	フリガナ	大正 昭和 平成 令和	
	氏 名	年 月 日生	
財 指 産の 示 管 理 等 を 受 け る べ き 者 に 関 し	住 所	〒 電話・携帯 ()	
	連 絡 先	(方)	
	フリガナ	大正 昭和 平成 令和	
	氏 名	年 月 日生	
職 業		勤 務 先	

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、申立人、本人、法定代理人又は利害関係人等の区別を記入してください。

4 診断書記載例

モデル事例1：認知症（重度）、施設入所【表面】

（家庭裁判所提出用）

診 断 書（成年後見制度用）

（表 面）

1 氏名 ○○ ○○ (男・女)
○○○○ 年 ○ 月 ○ 日生 (80 歳)
住所 ○○県○○市○○町○○－○○

2 医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

レビー小体型認知症（DLB）

所見（現病歴、現症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

2015年頃より幻視が出現。夕方などに「人が見える」と述べたり、夜間の睡眠中に誰かと言いつ争っているような言動がみられるようになった。物の置き忘れが目立つようになり、簡単な計算も出来なくなったため、2016年6月、A病院神経内科を受診。DLBと診断された。かかりつけBクリニックへ通院し治療を継続していた。2018年頃には書字が困難となった。2019年3月頃より幻視が活発となり、また、「妻が自分に危害を加えようとしている」と述べ、妻への暴力がしばしばみられるようになったため、同年7月、紹介にて当院（精神科）初診。DLBにともなう幻覚妄想状態の増悪と診断し、入院にて治療を行うこととした。薬物療法、専門リハビリテーションにて病状は徐々に改善し、2020年5月に退院。特別養護老人ホームへ入所し、引き続き、当院にて定期的に通院加療を行っている。

各種検査

長谷川式認知症スケール ☒ 8 点（2021 年 4 月 10 日実施） ☐ 実施不可
MMSE ☒ 7 点（2021 年 4 月 10 日実施） ☐ 実施不可
脳画像検査 ☒ 検査名： 頭部MRI （2018 年 7 月 5 日実施） ☐ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

☒ あり

所見（部位・程度等）：側頭葉内側面（海馬領域）に中等度、側頭葉前方～前頭葉～頭頂葉に軽度の萎縮を認める。

☐ なし

知能検査 ☐ 検査名： （ 年 月 日実施）
検査結果：

その他 ☒ 検査名：ドーパミントランスポーター（DaT）シンチグラフィー（2018年7月5日実施）
検査結果：両側線条体におけるDaTの著明な集積低下

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☒ 回復する可能性は低い ☐ 分からない
（特記事項）

3 判断能力についての意見

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- ☒ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

（意見）※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。



裏面に続く

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【裏面】

（家庭裁判所提出用）

（裏 面）

判定の根拠

（１）見当識の障害の有無

- ☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☒ いつも障害がみられる
 [デイルームから自室に帰ることが困難。慣れた生活環境においても、目的に沿った単独での移動が見守りのもとでも難しく、必ず誘導が必要である。]

（２）他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☒ あまりできない ☐ できない
 [あいさつ，食欲・身体状態を尋ねる簡単な問いに対する返答等はできるが，しばしば意識傾眠にて疎通困難のことが多い。]

（３）理解力・判断力の障害の有無

- ・一人での買い物が
☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☒ できない
 ・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が
☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☒ できない
 [施設スタッフ，他の入居者との会話に際して，問いかけに対して無関係の内容を答えることが多く，また，日々の日課に際しても，まとまりのある行動をとることができない。]

（４）記憶力の障害の有無

- ・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について
☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☒ いつも障害がみられる
 ・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について
☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☒ 頻繁に障害がみられる ☐ いつも障害がみられる
 [数分前の会話の話題，行事の後でどのような活動をしたか等を想起できず，近時記憶力の障害が顕著である。自らの誕生日もしばしば答えることができず，遠隔記憶の障害も進んでいる。]

（５）その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

- [妻の面会に際して，妻であると認識できず，かつ，古い友人の妹であると述べる等の，相貌失認が認められる。加えて，人物誤認妄想も認められ，「何者かが悪意をもって自分に近づいてきている」等と述べ，被害関係念慮の形成傾向もみられる。]

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

- []

※ 「本人情報シート」の提供を ☐ 受けた ☒ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

- []

以上のとおり診断します。

2021 年 9 月 10 日

病院又は診療所の名称・所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

担当診療科名

〇〇〇〇

担当医師氏名

〇 〇 〇 〇

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>）からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。
- ※ 家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

（令和３年１０月版）

鑑定についての照会書

(横浜家庭裁判所)

後見開始または保佐開始の審理には、本人からの意見聴取と、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定が原則として必要となっております。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定もお引き受けいただけるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、成年後見制度においては、精神科医に限ることなく他の専門分野の医師の方にも鑑定をお願いし、ご協力をいただいております。

1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合

- ☐ 鑑定を引き受ける。(2 もご回答ください。)
- ☐ 鑑定を引き受けられない。
- ☐ 鑑定を引き受けられないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名 :

所属病院 :

診療科名 :

連絡先 : 住 所

電話番号 ()

- ☐ その他

.....
.....

(鑑定をお引き受けいただける場合にご回答ください。)

2 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

(※裁判所としましては、できれば、諸費用込みで5万円をお願いしたいと考えております。)

- ☐ 裁判所に一任する。
- ☐ _____万円を希望する。
- ☐ その他 ()

(2) 鑑定期間について (※30日程度でお願いしたいと考えております。)

鑑定には、_____日間必要です。

(3) 鑑定料の振込先

- ☐ 鑑定医個人の口座
- ☐ その他

(4) 最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引」の送付について

(※裁判所ホームページの、「後見ポータルサイト」(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>)にも「成年後見制度における鑑定書作成の手引」が掲載されています。)

- ☐ 不要
- ☐ 必要

※ なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。

※ ご本人(患者の方)の状態によっては、鑑定が省略される場合があります。その場合は、鑑定依頼は致しませんのでご了承ください。

4 本人情報シート記載例

モデル事例１：認知症（重度）、施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。

※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。

※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

本人氏名：〇〇 〇〇
生年月日：〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

作成者氏名：〇〇 〇〇 (印)
職業(資格)：〇〇県社会福祉士会 相談員
連絡先：〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
本人との関係：〇〇県社会福祉士会において成年後見制度の

1 本人の生活場所について

- ☐ 自宅（自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）
☒ 施設・病院

→ 施設・病院の名称 特別養護老人ホーム〇〇園

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

専門相談窓口を設けており、入所施設から本人情報シート作成の依頼を受けた。

※シートの記入に当たっては本人及び本人の妻と複数回面談し、施設関係者からの情報も参考にした。

2 福祉に関する認定の有無等について

- ☒ 介護認定（認定日：〇〇年 〇月）
☐ 要支援（１・２） ☒ 要介護（１・２・３・**④**・５）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日： 年 月）
☐ 区分（１・２・３・４・５・６） ☐ 非該当
☐ 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 ）（判定 ）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（１・２・３ 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- ☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☒ 全面的に支援が必要
（今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

2016年3月頃より心身状態が悪化し、同居の妻への暴力行為があったため、7月に専門医療機関（精神科）初診、入院となった。加療、リハビリテーションを受け、症状が改善し、2017年5月に退院と同時に現在の特別養護老人ホームへ入所した。食事はセッティングがあれば自力摂取可能。それ以外の日常生活については、ほぼ全面的に見守りや声掛け、直接介助が必要である。現在の入所施設で安定した生活を送られている。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：☒ あり ☐ なし
（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- ☐ 意思を他者に伝達できる ☒ 伝達できない場合がある
☐ ほとんど伝達できない ☐ できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- ☐ 理解できる ☒ 理解できない場合がある
☐ ほとんど理解できない ☐ 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- ☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある
☒ ほとんど記憶できない ☐ 記憶できない

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【裏面】

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- ☐ 正しく認識している ☒ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- ☐ 支障となる行動はない ☐ 支障となる行動はほとんどない
☒ 支障となる行動がときどきある ☐ 支障となる行動がある
(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

施設内の自室やトイレの場所がわからず、困惑しているときが多いが、適切な声掛け誘導によって対応可能である。また、日々のスケジュール（食事の時間や活動など）は理解ができず、不安になると職員や他の入居者に尋ねることが多く、その対応が本人にとって受け入れがたいものであると、不穏になることがある。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- ☐ 週１回以上 ☐ 月１回以上 ☒ 月１回未満

(5) 日常の意思決定について

- ☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☒ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について

- ☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☒ 親族又は第三者が管理している
(支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等)

妻が管理しているが、妻自身も高齢であり、本人との関係性が必ずしも良好ではないこともあり、負担感が強い。また、施設から本人に必要な日用品や行事への参加費を求めるときに、妻自身の判断で「不要」とされてしまうことが多い、とのこと。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

本人は施設において、本人自身の楽しみや生活の豊かさを感じる機会が得られず、制限的な生活になってしまっていることも否めない。本人には収入（年金）があり、本人の意思決定を支援しながら本人の興味関心を広げるためにも活用できることが望ましい。また心身状態の変化から今後、入院加療が必要となることも想定されるため、本人の意思を尊重しながら適切に契約行為を行える第三者が存在することが、妻にとっても助けとなると考え、そのことで妻との関係性の修復も期待される。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☒ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

本人には可能な限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行った。施設の相談員同席のもと、また、妻の面会時、本人が作成者に馴染みを感じられたことを受け、作成者のみとも面談した。その都度、新しい説明を聞く、という印象で、説明を理解することは難しいと感じられたが、その都度の説明においては、「そんな人がいたらありがたいね」「でも〇〇ちゃん（古い友人の妹、というが本当は妻のこと）がいるからね」という発言があった。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

本人に日常的に関わる関係者は、施設内で完結している。本人の資産を考えれば、さまざまな選択肢が考えられる。本人の意向や意思を尊重しながら模索していくために必要な契約が行える者が必要。また、比較的高額な年金や預貯金を適切に管理し、居所についても本人の状態に合った、また、本人が望むような過ごし方が可能な施設を新たに検討できる体制をつくっていく。妻との関係性を構築していくためには、高齢となった妻の支援体制を意識した関わりが求められる。

申立事情説明書

- ※ 申立人が記載してください。申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方が記載してください。
- ※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

作成者の氏名 甲 野 花 子

印

(作成者が申立人以外の場合は、本人との関係：_____)

作成者（申立人を含む。）の住所

- ☒ 申立書の申立人欄記載のとおり
☐ 次のとおり

〒 _____

住所：_____

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 ○○○（○○○○）○○○○

（☒携帯・☐自宅・☐勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 ☒電話してもよい ☐支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

【本人の状況について】

1 本人の生活場所について

(1) 現在の生活場所について

☐ 自宅又は親族宅

同居者 → ☐ なし（1人暮らし）

☐ あり ※ 同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。

(氏名：_____ 本人との続柄：_____)

(氏名：_____ 本人との続柄：_____)

(氏名：_____ 本人との続柄：_____)

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅：_____線_____駅

（バス）最寄りのバス停：_____バス（_____行き）_____下車

☒ 病院又は施設（入院又は入所の日：昭和 平成 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日）

名 称：○○病院

所在地：〒○○○-○○○○

○○県○○市○○町○丁目○番○号

担当職員：氏名：○○ ○○ 役職：○○○○

連絡先：電話 ○○（○○○○）○○○○

(電車) 最寄りの駅: 〇〇〇 線 〇〇〇 駅

(2) 転居，施設への入所や転院などの予定について

☒ 予定はない。

時期：令和 年 月頃

転居先、施設・病院等の所在地：〒_____－_____

年 月	家族関係	年 月	最終学歴・主な職歴
昭〇・〇	出生	昭〇・〇	〇〇学校を卒業
昭〇・〇	花子と婚姻	昭〇・〇	〇〇株式会社に就職
・		平〇・〇	同退職
・		・	
・		・	

入院歴：平成〇年〇月頃～ 年 月頃

入院歴： 年 月頃 ～ 年 月頃

- ☐ 障害支援区分（認定日：_____年_____月）
☐ 区分（１・２・３・４・５・６） ☐ 非該当 ☐ 認定手続中
☐ 療育手帳（愛の手帳など）（手帳の名称：_____）（判定：_____）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（１・２・３ 級）
☐ 身体障害者手帳（１・２・３・４・５・６ 級）
☐ いずれもない。

5 本人の日常・社会生活の状況について

- ☒ 本人情報シート写しを提出する。

※ 以下の(1)から(6)までの記載は不要です。

以下の(1)から(6)までは、本人情報シート写しを提出しない場合の記載例です。

- ☐ 本人情報シート写しを提出しない。

※ 以下の(1)から(6)までについて、わかる範囲で記載してください。

(1) 身体機能・生活機能について

ア 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができる場合には、「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

- ☐ 支援の必要はない。

- ☒ 一部について支援が必要である。

※ 必要な支援について具体的に記載してください。

入浴や着替えについては介助が必要である。

- ☐ 全面的に支援が必要である。

イ 今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等を記載してください。

本人が退院した場合、私も病気がちであることから、本人との同居は難しく、老人ホームの入所を検討したい。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：☒ あり ☐ なし

※ 以下のアからエまでにチェックを付してください（「あり」の場合は、良い状態を念頭にチェックを付してください。）。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

※ 「日常的な行為」は、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、普段の本人の生活環境の中で行われるものを想定してください。

- ☐ 意思を他者に伝達できる。

（日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。）

- ☒ 伝達できない場合がある。

（正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。）

- ☐ ほとんど伝達できない。

（空腹である、眠いなどごく単純な意思は伝えることはできるが、それ以外の意思については伝えることができない。）

- ☐ できない。

（ごく単純な意思も伝えることができない。）

イ 日常的な行為に関する理解について

☐ 理解できる。

(起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる。)

☒ 理解できない場合がある。

(上記の点について、回答できるときとできないときがある。)

☐ ほとんど理解できない。

(上記の点について、回答できないことが多い。)

☐ 理解できない。

(上記の点について、基本的に回答することができない。)

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

☐ 記憶できる。

(直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。)

☒ 記憶していない場合がある。

(上記の点について、回答できるときとできないときがある。)

☐ ほとんど記憶できない。

(上記の点について、回答できないことが多い。)

☐ 記憶できない。

(上記の点について、基本的に回答することができない。)

エ 本人が家族等を認識できているかについて

☐ 正しく認識している。

(日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。)

☒ 認識できていないところがある。

(日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。)

☐ ほとんど認識できていない。

(日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。)

☐ 認識できていない。

(日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。)

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

※ 「行動障害」とは、外出すると戻れない、物を壊す、大声を出すなど、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

☐ 支障となる行動はない。 ☐ 支障となる行動はほとんどない。

☒ 支障となる行動がときどきある。 ☐ 支障となる行動がある。

※ 支障となる行動の具体的内容及び頻度等を記載するとともに、当該行動について支援が必要な場合は、その支援の具体的内容を併せて記載してください。

病院内の自室やトイレの場所がわからず困惑することがあるので、誘導が必要となる。

(4) 社会・地域との交流頻度について

ア 家族・友人との交流，介護サービスの利用，買い物，趣味活動等によって，本人が日常的にどの程度，社会・地域と接点を有しているかについて，その交流する頻度を回答してください。

☒ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

イ 交流内容について具体的に記載してください。

週に1回以上は家族が入院先へお見舞いに行き本人と話をしている。

(5) 日常の意思決定について

※ 「日常の意思決定」とは，毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

☐ できる。

(毎日の暮らしにおける活動に関して，あらゆる場面で意思決定できる。)

☒ 特別な場合を除いてできる。

(テレビ番組や献立，服の選択等については意思決定できるが，治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。)

☐ 日常的に困難である。

(テレビ番組や献立，服の選択等についてであれば意思決定できることがある。)

☐ できない。

(意思決定が全くできない，あるいは意思決定できるかどうか分からない。)

(6) 金銭の管理について

※ 「金銭の管理」とは，所持金の支出入の把握，管理，計算等を指します。

☐ 本人が管理している。

(多額の財産や有価証券等についても，本人が全て管理している。)

☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。

(通帳を預かってもらいながら，本人が自らの生活費等を管理している。)

→支援者(氏名：_____ 本人との関係：_____)

支援の内容(_____)

☒ 親族又は第三者が管理している。

(本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。)

→管理者(氏名： 甲野 花子 本人との関係： 妻)

管理の内容(預貯金通帳の管理を含めて，金銭管理は私が行っている。)

【申立ての事情について】

1 本人について，これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したり，どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

☒ なし

☐ あり → _____年_____月頃

☐ 家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。

利用した裁判所： _____家庭裁判所 _____支部・出張所

事件番号： _____年(家)第 _____号

☐ 後見開始 ☐ 保佐開始 ☐ 補助開始 ☐ その他(_____)

申立人氏名：_____
☐ 任意後見契約を締結したことがある。
 公正証書を作成した公証人の所属：_____法務局
 証書番号：_____年 第_____号
 証書作成年月日：_____年 _____月 _____日
 登記番号：第_____ - _____号
 任意後見受任者氏名：_____

2 本人には、今回の手続をすることを知らせていますか。

※ 本人が申立人の場合は記載不要です。

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てについての本人の意見 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 不明
 後見人等候補者についての本人の意見 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 不明
☒ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☒ その他(本人にはできる限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行ったが、その都度、新しい説明を聞くという印象で、説明を理解することは難しいと感じられた。)

3 本人の推定相続人について

(1) 本人の推定相続人について氏名、住所等をわかる範囲で記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙★に記載してください。★A4サイズ用紙をご自分で準備してください。

※ 推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。

※ 「意見1」欄にはこの申立てに関するその方の意見について、「意見2」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について、該当する部分の□にそれぞれチェックを付してください。(「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

氏 名	年齢	続柄	住 所	意見1	意見2
甲野 花子	〇〇	妻	〒 申立書に記載のとおり ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野 夏男	〇〇	子	〒 同上 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野 冬子	〇〇	子	〒 ☒ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野 良男	〇〇	孫	〒 ☒ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野 良子	〇〇	孫	〒 ☒ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任

			☐ 本人と同じ	☐ 不明	☐ 不明
			☐ 親族の意見書記載のとおり	☐ 賛成	☐ 賛成
			☐ 本人と同じ	☐ 反対	☐ 反対
			☐ 不明	☐ 一任	☐ 一任
			☐ 不明	☐ 不明	☐ 不明
			☐ 親族の意見書記載のとおり	☐ 賛成	☐ 賛成
			☐ 本人と同じ	☐ 反対	☐ 反対
			☐ 不明	☐ 一任	☐ 一任
			☐ 不明	☐ 不明	☐ 不明

- (2) (1)で挙げた方のうち、この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方、親族の意見書を提出していない方がいる場合には、その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏 名	理由等
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり

- 4 本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば、チェックを付して、その名称を記載してください。

- ☐ 地域包括支援センター（名称：_____）
☐ 権利擁護センター（名称：_____）
☐ 社会福祉協議会（名称：_____）
☐ その他（名称：_____）
☒ 相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

- 5 成年後見人等候補者がいる場合は、その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。また、家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には、その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がいないなど）を記載してください。

※ 家庭裁判所の判断により、候補者以外の方を成年後見人等を選任する場合があります。

私たち夫婦と〇年前から同居し、本人が入院してからも病院との連絡は候補者が行っており、本人の状況について一番詳しいため。

6 家庭裁判所まで本人が来ることは可能ですか。

☒ 可能である。

☐ 不可能又は困難である。

理由： _____

7 本人に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（本人の精神面に関し配慮すべき事項等）があれば記載してください。

日程調整については、本人の入院先の担当〇〇さん（電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）
に連絡してください。

(様式 1)

後見人等候補者事情説明書（法人用）

※ 後見等事務の担当者の方が記載し、代表者が押印の上、提出してください。

※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

法人の名称：

法人の代表者：

印

〒 -

法人の住所：

担当者（作成者）氏名：

裁判所からの電話での連絡先（連絡のできる時間）

電話：（ ）（午前 時 分～午後 時 分）

1 法人について、次のいずれかに該当しますか。

- ☐ 次の者に該当する。
- ☐ 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。
 - ☐ 破産開始決定を受けている。
 - ☐ 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
- ☐ いずれにも該当しない。

2 利害関係について

（1）本人と法人及び法人代表者との間に利害関係がありますか。

- ☐ ない。
- ☐ ある。（利害関係ある場合は、具体的な内容を記載してください。）

（2）後見等事務を担当する者の氏名、担当する事務、職業・資格及び本人との利害関係

氏名（ふりがな）	年齢	担当する事務	職業・資格	利害関係
				☐ ない ☐ ある
				☐ ない ☐ ある
				☐ ない ☐ ある
				☐ ない ☐ ある

（担当者について利害関係ある場合は、具体的な内容を記載してください。）

3 法人の体制について

(1) 後見等事務の担当者に対する監督

ア 監督を行う者

イ 監督の方法

ウ (後見等事務の監督に関する規定や要綱がない場合) 後見等事務の監督に関する規定や要綱の作成予定

(2) 財産管理の方法

ア 現金, 通帳, 印章などの管理場所

イ 管理場所の施錠の有無

ウ 本人財産の出納処理についての事務処理手順 (複数名関与の有無及び具体的方法)

(3) 身上保護の方法

ア 本人の生活状況を確認する方法及び頻度

イ 本人の意思決定支援の方法

(4) 担当者が変更する場合の引継方法

(5) 後見等事務担当者に対する研修

ア 研修の頻度及び研修時間

イ 研修の内容

(6) 後見等事務に関して相談できる専門家の有無

- ☐ なし
☐ あり（専門家の資格及び相談方法について記載してください。）

(7) 賠償責任保険の加入状況

ア 保険会社

イ 保険の名称

ウ 保険期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

エ 保険金額（補償限度額）

オ 保険の内容

カ 後見人等の不正行為による賠償の可否

- ☐ 不正行為による場合も賠償可
☐ 不正行為による場合は賠償不可

4 これまでに法人が後見人等に選任された件数

受任件数 合計 件（うち横浜家庭裁判所本庁での受任件数 件）
（内訳 後見 件, 保佐 件, 補助 件, 任意後見人 件, 監督人 件）

5 本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）
- ・ 担保提供 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）
- ・ 保証 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）
- ・ 立替払 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）

（※ 立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。）

☐ 返済を求める意思はない。 ☐ 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

6 法人が候補者となった経緯や事情を記載してください。

7 本人の財産管理と身上保護に関する今後の方針、計画

- ☐ 現状を維持する（本人の財産状況，身上監護状況が変化する見込みはない。）。
- ☐ 以下のとおり，**財産状況**が変化する見込みである。
（大きな収支の変動，多額の入金の予定など，具体的な内容を記載してください。）
-
-

- ☐ 以下のとおり，**身上保護**の状況が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス，身の回りの世話など，具体的な内容を記載してください。）
-
-

8 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について，次のことを知っていますか。知っている事項の□にチェックを付してください。

- ☐ 家庭裁判所が，候補者以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
- ☐ 候補者を成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
- ☐ 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服の申立てができないこと。

9 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

- （１） 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDをご覧になるなどして，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- ☐ 理解している。
- ☐ 理解できないところがある。又は疑問点がある。
（理解できないところや疑問点について記載してください。）
-

- ☐ 理解できていない。

→ 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDなどで，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますのでそちらをご覧ください。

- （２） 成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ・ 本人の意思を尊重し，本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
 - ・ 本人の財産を後見人等自身のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
 - ・ 本人の収支の状況を記録に残すこと。
 - ・ 家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的に報告を行うなど，後見等事務の監督を受けること。
- ☐ 全てに同意する。
- ☐ 同意できない。又は疑問点がある。
（同意できない理由や疑問点について記載してください。）
-

後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合には提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

候補者の氏名 甲 野 夏 男

印

候補者の住所

- ☒ 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
- ☐ 次のとおり

〒 _____

住所：

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 ○○○（○○○○）○○○○
（☒携帯・☐自宅・☐勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 ☒電話してもよい・☐支障がある
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など（法人が候補者の場合には記載不要です。）

(1) 職業

（職種： 会社員 勤務先名： ○○株式会社 ）

(2) あなたと同居している方を記載してください。

☐ 同居者なし

☒ 同居者あり ※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。

（氏名： 甲野 花子 年齢： ○○ あなたとの続柄： 母 ）

（氏名： 甲野 海子 年齢： ○○ あなたとの続柄： 妻 ）

（氏名： 甲野 海人 年齢： ○○ あなたとの続柄： 長男 ）

（氏名： _____ 年齢： _____ あなたとの続柄： _____）

(3) 収入等

収入（年収）（ ○○○万 円）

資産

☐ 不 動 産

☒ 預 貯 金 (000万 円)

☐ 有 価 証 券

☐ そ の 他 (内容: _____)

負債 (借金)

☐ 住 宅 ロ ー ン (_____ 円)

☒ 自動車ローン (00万 円)

☐ 消 費 者 金 融 (_____ 円)

☐ そ の 他 (内容: _____) (金額: _____ 円)

- (4) あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には、その方の続柄と収入を記載してください。

あなたとの続柄 (妻) ・ 収入 (年収) (000万 円)

- (5) あなたの現在の健康状態 (差し支えない範囲で記載してください。)

☒ 健康体である。

☐ 具合が悪い。(具体的な症状: _____)

☐ 通院治療中である。

(傷病名: _____ 通院の頻度: ____ か月に ____ 回程度)

- (6) あなたの経歴 (最終学歴・主な職歴) について書いてください (差し支えない範囲で記載してください。)

年 月	経 歴	年 月	経 歴
平〇・〇	〇〇学校を卒業	・	
平〇・〇	〇〇株式会社に就職	・	
・		・	
・		・	
・		・	

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

☐ 次の事項に該当する。

☐ 未成年者である。

☐ 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。

☐ 破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。

☐ 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。

☐ あなたの〔☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子〕が、現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。

☒ いずれにも該当しない。

3 あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，面会頻度，介護，援助，事務等）

(1) 本人との関係 ☒ 本人の親族（続柄： 子 ） ☐ その他（ ）

(2) 本人との同居の有無

現在，本人と ☐ 同居中である。（同居を開始した時期 年 月～）

☒ 別居中である。

(3) 本人との家計の状況

現在，本人と ☐ 家計が同一である。 ☒ 家計は別である。

(4) ※ 本人と別居中である方のみ回答してください。

本人との面会の状況 ☒ 月に（ 4 ）回程度 ☐ 2～3か月に1回程度

☐ 半年に1回程度 ☐ 年に1回程度

☐ ほとんど会っていない ☐ その他（ ）

(5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

本人が入院してから入院先の病院と連絡を取っており，週1回，面会に行っている。

4 あなたと本人との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

・ 金銭貸借 ☒ なし ☐ あり（具体的な金額，内容 ）

・ 担保提供 ☒ なし ☐ あり（具体的な金額，内容 ）

・ 保証 ☒ なし ☐ あり（具体的な金額，内容 ）

・ 立替払 ☒ なし ☐ あり（具体的な金額，内容 ）

※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，本人に返済を求める意思がありますか。

☐ 返済を求める意思はない。 ☐ 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

〇年前から本人を含む両親と二世帯住宅で同居して面倒を看てきており，本人が入院し

てからも前述のとおり入院先の病院と連絡を取るなど，本人の状況を把握していることが

ら，私が候補者となった。

6 本人の財産管理と身上保護（療養看護）に関する今後の方針，計画

☐ 現状を維持する（本人の財産状況，身上保護状況が変化する見込みはない。）。

☒ 以下のとおり，**財産状況**が変化する見込みである。

（大きな収支の変動，多額の入金の予定など，具体的な内容を記載してください。）

本人の弟である甲野次郎が令和〇年〇月に亡くなり，遺産分割手続が行われる予定で，財

産を取得する可能性がある。

- ☒ 以下のとおり、身上保護（療養看護）の状況が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。）

**本人が退院した場合、申立人の体調を考えると同居は難しいので、将来的には老人ホーム
の入所を検討したい。**

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

- ☒ 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
☒ あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
☒ 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

- (1) 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- ☒ 理解している。
☐ 理解できないところがある。又は疑問点がある。
（理解できないところや疑問点について記載してください。）

-
- ☐ 理解できていない。
→ 家庭裁判所に備え付けているDVD、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますので、そちらをご覧になってください。

- (2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ア 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
イ 本人の財産を本人以外の者のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
ウ 本人の収支状況を把握し、適切に管理すること。
エ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的な報告を行うなど、後見等事務の監督を受けること。
☒ 全てに同意する。
☐ 同意できない。又は疑問点がある。
（同意できない理由や疑問点について記載してください。）
-

財 産 目 録

令和 〇 年 〇 月 〇 日 作成者氏名 甲野 花子 (印)

本人 (甲野 太郎) の財産の内容は以下のとおりです。

- ※ 以下の1から9までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。
- ※ 以下の1から8までの財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例：財産目録の「1預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「財1-2」と付記してください。)
- ※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 預貯金・現金

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普」、定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し、その他の種別は下欄の□にチェックを付し、種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高 (円)	管理者	資料
1	〇〇銀行		☒ 普 ☐ 定	10000-12345678	令和〇年〇月〇日	1,468,422	申立人	☒
2	〇〇銀行	〇〇	☒ 普 ☐ 定	1234567	令和〇年〇月〇日	749,860	同上	☒
3	〇〇銀行	〇〇	☐ 普 ☒ 定	2345678	令和〇年〇月〇日	2,000,000	同上	☒
4	〇〇信託銀行	〇〇	☐ 普 ☒ 定	3456789	令和〇年〇月〇日	5,000,000	同上	☒
5			☐ 普 ☐ 定					☐
6			☐ 普 ☐ 定					☐
7			☐ 普 ☐ 定					☐
8			☐ 普 ☐ 定					☐
9			☐ 普 ☐ 定					☐
10			☐ 普 ☐ 定					☐
現金 (預貯金以外で所持している金銭)						0		
合 計						9,218,282		

2 有価証券等 (株式, 投資信託, 国債, 社債, 外貨預金, 手形, 小切手など)

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種 類	株式の銘柄, 証券会社の名称等	数量, 額面金額	評価額 (円)	管理者	資料
1	株式	〇〇電気工業	500株	1,000,000	〇〇証券	☒
2	投資信託	〇〇ファンド	200口	2,000,000	〇〇信託銀行	☒
3	国債	利付国債 (〇年) 第〇〇回	100万円	1,000,000	〇〇証券	☒
4						☐
5						☐
合 計				4,000,000		

3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1	〇〇生命保険 株式会社	生命保険	11-1111	10,000,000	本人	申立人	☒
2	〇〇損害保険 株式会社	損害保険	222-222	10,000,000	本人	本人	☒
3							☐
4							☐
5							☐

4 不動産（土地）

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備考 (現状、持分等)	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇番〇	宅地	134.56	自宅	☒
2	〇〇市〇区〇丁目	〇番〇	宅地	120.34	丁川四郎に賃貸中 の建物No.2の敷地	☒
3						☐
4						☐
5						☐

5 不動産（建物）

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	家屋番号	種 類	床面積(㎡)	備考 (現状、持分等)	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	〇番〇の〇	居宅	1階 100.20 2階 90.50	自宅	☒
2	〇〇市〇区〇丁目〇番地〇	〇番〇	居宅	1階 92.90 2階 60.20	丁川四郎に賃貸中	☒
3						☐
4						☐
5						☐

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1	丙山 三郎	平成〇年〇月〇日 1,200,000円貸付	600,000	預貯金No.1の通帳に毎月末日 10,000円振込	☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計			600,000		

7 その他（自動車など）

☐ 次のとおり ☒ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐

8 負債

☒ 次のとおり ☐ 負債はない ☐ 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1	〇〇銀行〇〇支店	住宅ローン	1,000,000	預貯金No.1の通帳から毎月30,000円引落し	☒
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計			1,000,000		

9 遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

- ☒ 相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
☐ 相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
☐ 不明（相続財産目録は作成する必要はありません。）

相 続 財 産 目 録

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

作成者氏名 甲野 花子

印

本人（甲野 太郎）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。

※ 被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には、この目録をコピーするなどして、被相続人ごとにこの目録を作成してください。

※ 以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。

※ 以下の相続財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、相続財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：相続財産目録の「1預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「相1-2」と付記してください。）

※ 相続財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名（甲野 次郎）

本人との続柄（本人の弟）

被相続人が亡くなられた日（☐ 平成・☒ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日）

本人の法定相続分（2 分の 1）

遺言書（☐ あり ☒ なし ☐ 不明）

1 預貯金・現金

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普」、定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し、その他の種別は下欄の□にチェックを付し、種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1	〇〇銀行	〇〇	☒ 普 ☐ 定	4567891	令和〇年〇月〇日	561,234	乙川梅子	☒
2	〇〇銀行	〇〇	☐ 普 ☒ 定	5678912	令和〇年〇月〇日	4,000,000	乙川梅子	☒
3			☐ 普 ☐ 定					☐
4			☐ 普 ☐ 定					☐
5			☐ 普 ☐ 定					☐
6			☐ 普 ☐ 定					☐
7			☐ 普 ☐ 定					☐
8			☐ 普 ☐ 定					☐
9			☐ 普 ☐ 定					☐
10			☐ 普 ☐ 定					☐
現金（預貯金以外で所持している金銭）						0		
合 計						4,561,234		

2 有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

☐ 次のとおり ☒ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種 類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐
合 計						

3 生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

☐ 次のとおり ☒ 当該財産はない ☐ 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額)（円）	契約者	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

4 不動産（土地）

☒ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	地 番	地 目	地積（㎡）	備考 (現状，持分等)	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇番	宅地	123.45	更地	☒
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

5 不動産（建物）

☐ 次のとおり ☒ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	家屋番号	種 類	床面積（㎡）	備考 (現状，持分等)	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

6 債権（貸付金，損害賠償金など）

☐ 次のとおり ☒ 当該財産はない ☐ 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計					

7 その他（自動車など）

☐ 次のとおり ☒ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐

8 負債

☐ 次のとおり ☒ 負債はない ☐ 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計					

収 支 予 定 表

【令和3年4月版】

令和 〇 年 〇 月 〇 日

作成者氏名

甲野 花子



本人（ 甲野 太郎 ）の収支予定は以下のとおりです。

※ 以下の収支について記載し、資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、収支予定表との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：収支予定表の「1本人の定期的な収入」の「No. 2国民年金」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「収1-2」と付記してください。）

※ 収支の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 本人の定期的な収入

No.	名称・支給者等	月 額(円)	入金先口座・頻度等	資料
1	厚生年金	150,000	2か月に1回 ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
2	国民年金（老齢基礎年金）	60,000	2か月に1回 ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
3	その他の年金（ ）			□
4	生活保護等（ ）		2か月ごと、四半期ごと、1年に1回の収入などは月額に按分した金額を記載してください（割り切れない場合には、小数第一位を切り上げて記載してください。）。なお、支出の記載においても同様です。	
5	給与・役員報酬等			
6	賃料収入(家賃、地代等)	80,000	丁川四郎から毎月 ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
7	貸付金の返済	10,000	丙山三郎から毎月 ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
8				□
収入の合計(月額)=		300,000 円	年額(月額×12か月)=	3,600,000 円

2 本人の定期的な支出

No.	品 目	月 額(円)	引落口座・頻度・支払方法等	資料
1	食費・日用品	10,000	現金払い	☑
2	電気・ガス・水道代等		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
3	生活費 通信費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
4			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
5			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
6	施設費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
7	入院費・医療費・薬代	120,000	毎月20日に現金払い □財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☑
8	療養費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
9			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
10			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□

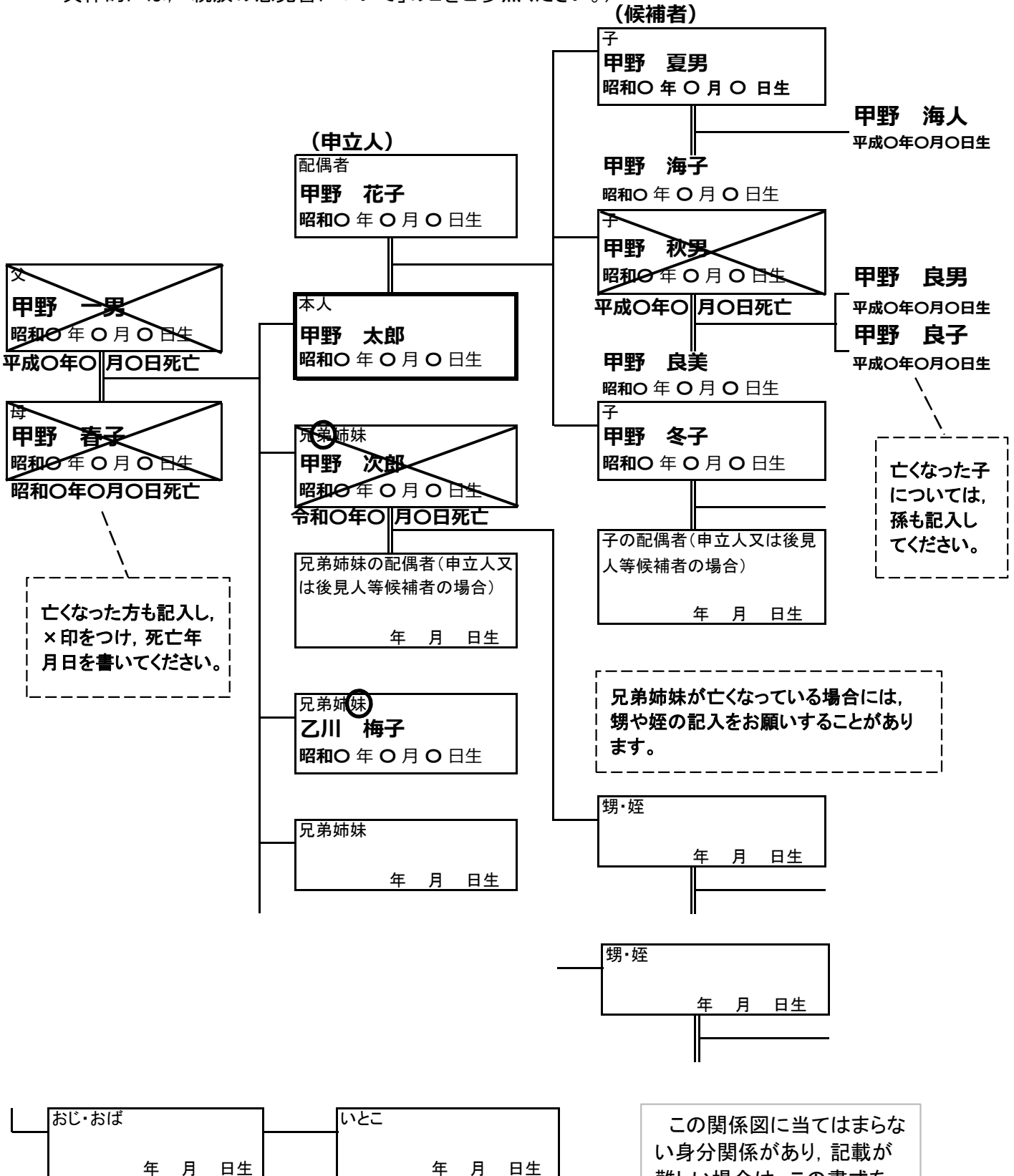
11	住居費	家賃		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
12		地代		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
13				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
14				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
15				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
16	税金	固定資産税	20,000	5月, 7月, 9月及び12月に ☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☒
17		所得税	3,000	3月に現金一括払い □財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☒
18		住民税	3,000	6月, 8月, 10月及び1月に ☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☒
19				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
20				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
21	保険料	国民健康保険料	4,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☒
22		介護保険料	4,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☒
23		生命(損害)保険料	8,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☒
24				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
25				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
26	その他	負債の返済	30,000	住宅ローン ☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☒
27		こづかい			☐
28				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
29				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
30				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
31				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
32				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
33				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
支出の合計(月額)＝			202,000 円	年額(月額×12か月)＝	2,424,000 円

月額 (収入の合計) - (支出の合計) =	⊕ -	98,000 円
年額 (収入の合計) - (支出の合計) =	⊕ -	1,176,000 円

親 族 関 係 図

【令和3年4月版】

- ※ 申立人や成年後見人等候補者が本人と親族関係にある場合には、申立人や成年後見人等候補者について必ず記載してください。
- ※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。
(推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。)



親族の意見書の記載例

後見開始・保佐開始・補助開始の手続では、本人（援助を必要とされている方）の親族の方の御意見も参考にして、本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

【例】 本人の親族である甲野冬子さん（続柄：本人の長女）が、本人甲野太郎さんの成年後見人（保佐人・補助人）として、候補者である甲野夏男さんがふさわしいとお考えになった場合は、以下のような記載になります。

親 族 の 意 見 書

- 私は、本人（氏名： 甲野 太郎 ）の（続柄： 長女 ）です。
- 本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。
 - ☒ 賛成である。
 - ☐ 家庭裁判所の判断に委ねる。
 - ☐ 反対である。
 - 【反対の理由】
 - ☐ 後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。
 - ☐ 理由は次のとおりである。※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズの下紙を各自で準備してください。）を利用してください。

- 本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名： 甲野 夏男 ）が選任されることについて
 （候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

- ☒ 賛成である。
- ☐ 家庭裁判所の判断に委ねる。
- ☐ 反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズの下紙を各自で準備してください。）を利用してください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 甲野 冬子



平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(☒携帯 ☐自宅 ☐勤務先)

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ☐ ① 相続の承認又は放棄
- ☐ ② 贈与又は遺贈の受諾
- ☒ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ☐ ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ☐ ⑤ _____

3 身上保護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ☐ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ⑤ _____

4 その他

- ☐ ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
 - ☐ ② 登記・登録の申請
 - ☐ ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
 - ☐ ④ 住民票の異動に関する手続
 - ☐ ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
- ※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ☐ ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
 - ☐ ⑦ _____

5 関連手続

- ☒ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ☒ ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

(別紙)

この目録は、後見開始の申立て、保佐開始の申立ての場合には提出する必要はありません。

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 預貯金の払戻し
- ☐ (2) 債務弁済の受領
- ☐ (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- ☐ (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- ☐ (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- ☐ (3) 贈与又は寄附行為
- ☐ (4) 商品取引又は証券取引
- ☒ (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- ☒ (6) クレジット契約の締結
- ☐ (7) 金銭の無利息貸付け
- ☐ (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 ☐ 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 ☐ 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 ☐ 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 ☐ 贈与の申込みの拒絶，遺贈の放棄，負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 ☐ 新築，改築，増築又は大修繕（8号）
- 9 ☐ 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 ☐ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
- 11 ☐ その他 ※ 具体的に記載してください。

※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。

(後見登記等ファイル用)

東京 法務局
○年 ○月 ○日申請

令和〇年 〇月 〇日申請

公用

①氏 名	後 見 次 郎												
②生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	西暦							
	☐	☐	☒	☐	☐	また は	☐			4	0	年	
												1	月
													1
													日
③住 所	都 道 府 県 名					市 区 郡 町 村 名							
	東	京	都			千代田区							
	丁 目 大 字 地 番										住民票上の 住所を記入		
	九段南1丁目1番15号												
④本 籍	都 道 府 県 名					市 区 郡 町 村 名							
	東	京	都			千代田区							
	丁 目 大 字 地 番 (外国人は国籍を記入)												
☐ 国籍	九段南1丁目1番地												

本人確認書類 □請求権者 □代理人	
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ （ ）	
☐ 封筒	

<登記事項証明書（不動産登記関係） 公用申請例>

神高発第 号
令和 年 月 日

〇〇地方法務局長 様

神奈川県長
神奈川 太郎

登記事項証明書の公用申請について

老人福祉法第 32 条（又は知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2）の規定に基づき、〇〇開始の審判請求を行うため、標記証明書について公用申請します。

1. 不動産 種別 建物
〇〇市〇町〇丁目〇番地
家屋番号または所有者名 〇〇〇〇
2. 請求事項 以下、✓のあるものをお願いします。
☒ 全部謄本（全部事項証明書）
☐ 昭和（平成・令和） 年 月 日の登記事項
☐ 現に効力のある部分の謄本（現在事項書）
☐ 所有者の住所
☐ 共同担保目録（ ）第 号
☐ その他（ ）
3. 手数料
登記手数料令第 19 条により免除

【担当】神奈川県高齢福祉課 〇〇
電話番号〇〇-〇〇-〇〇

<戸籍謄本 公用申請例>

神高発第 号
令和 年 月 日

やまゆり市長 様

神奈川市長
神奈川 太郎

戸籍謄本等関係書類の交付について（依頼）

老人福祉法第 32 条（又は知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2）の規定に基づき、下記に記す者の戸籍状況の把握が必要となったため、以下の書類を交付くださるようお願い申し上げます。

1. 対象者

〇〇 〇〇 （昭和 年 月 日生）

2. 必要とする書類

(1) 戸籍謄本 1 通

① 本籍地

やまゆり県やまゆり市やまゆり町 3-3

② 筆頭者

甲野 一郎

③ 対象者との関係

祖父

(2) 戸籍附票 1 通

(3) 改製原戸籍 1 通

(4) 除籍謄本 1 通

初めて発行依頼をする戸籍は、改製原戸籍(2)～(4)も併せて依頼すると、一度の依頼で取得できます。

また、戸籍附票には、現在の住民登録地が記載されており、104 番に電話をして、現在の電話番号が判明することがあります。

3. 特記

対象者の親族を至急探しています。上記以外に該当する戸籍がありましたら、ご連絡いただくと幸いです。

記入しておく、請求先の自治体戸籍担当者から連絡がある場合があります。親族調査がはかどります。

【担当】神奈川市高齢福祉課 〇〇
電話番号〇〇-〇〇-〇〇

<固定資産評価書 公用申請例>

神高発第 号
令和 年 月 日

やまゆり市長 様

神奈川県長
神奈川 太郎

固定資産評価額証明書類の公用申請について

老人福祉法第 32 条（又は知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2）の規定に基づき、〇〇開始の審判請求を行うため、標記証明書について公用申請します。

1. 対象者

〇〇 〇〇 （昭和 年 月 日生）

2. 所有不動産

種別 建物 〇〇市〇町〇丁目〇番地

家屋番号 〇〇〇〇

3. 請求事項 以下、✓のあるものをお願いします。

☒ 評価正証明 (最新年度) 年度)

☒ 固定資産税 納税証明 (最新年度) 年度)

☒ 市県民税 納税証明 (最新年度) 年度)

☐ その他 ()

4. 手数料

〇〇市手数料条例第〇条により免除

※あらかじめ相手方市町村の根拠となる規定を確認の上、記載する

【担当】神奈川県高年齢福祉課 〇〇

電話番号〇〇-〇〇-〇〇

<後見開始審判の費用負担に関する上申書例>

* 家庭裁判所の支部によっては上申が不要な場合がありますので、ご確認ください。

神高発第 号
令和 年 月 日

横浜家庭裁判所 御中

神奈川県長
神奈川 太郎

上申書

下記の方については、本人及び親族等の申立てが期待できない状況にあり、本人の福祉を図るため、老人福祉法第 32 条（又は知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2）の規定に基づき、申立てを行います。申立て費用については家事事件手続法第 28 条に基づき、本人に負担すべき旨を命じられるようお願い申し上げます。

なお、本人の費用負担能力についてですが、下記に示すとおり、預貯金等がありますので、費用負担は可能であると思われることを申し添えます。

<審判の申立て内容>

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 氏名 | 甲野 花子 |
| 2. 住所 | 神奈川県神奈川町 3-3 |
| 3. 審判請求の類型 | 後見開始 |
| 4. 申立費用 | 〇〇〇〇円 |
| | （内訳）申立手数料 〇〇円 |
| | 登記手数料 〇〇円 |
| | 郵便切手代 〇〇円 |
| | 鑑定料 〇〇円 |

【担当】 神奈川県高齢福祉課 〇〇
電話番号 〇〇-〇〇-〇〇

<申立費用求償請求例>

神高発第 号
令和 年 月 日

甲野 花子 様
(被後見人氏名)

神奈川県市長
神奈川 太郎

後見開始の審判請求に要した費用の請求について

令和〇年〇月〇日に、老人福祉法第 32 条（又は知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2）の規定に基づき、民法第〇条に規定する審判の請求を横浜家庭裁判所本庁（又は〇〇支部）に行いましたので、これに要しました費用について納付願います。

1. 審判開始の内容

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 氏名 | 甲野 花子 |
| (2) 住所 | 神奈川県神奈川町 3-3 |
| (3) 審判請求の種類 | 後見開始 |

2. 審判請求に要した費用

- | | |
|----------|-----|
| (1) 印紙代等 | 〇〇円 |
| (2) 診断書代 | 〇〇円 |
| (3) 鑑定料 | 〇〇円 |
| 合計 | 〇〇円 |

3. 費用の納付について

- | | |
|----------|----------|
| (1) 請求金額 | 〇〇円 |
| (2) 納付期限 | 令和〇年〇月〇日 |

同封の納付通知書により金融機関でお納めください。

【担当】 神奈川県高齢福祉課 〇〇
電話番号〇〇-〇〇-〇〇

<親族への通知文書例>

神高発第 号
令和 年 月 日

甲野 次郎 様

神奈川県長
神奈川 太郎

〇〇開始の審判請求について

〇〇の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、甲野 花子 様におかれましては、過日電話にてご説明させていただきましたが、事理弁理能力が不十分な常況と考えられ、ご本人の福祉サービスなどの身上配慮や財産管理について、後見人等の選任が早急に必要な状況にあると思われます。

つきましては、〇〇開始の審判請求について、御意思の確認をさせていただきたく、お手数ですが令和〇年〇月〇日までに下記担当まで御連絡をお願い申し上げます。

なお、今後の福祉を図るため、特に必要があると思われますので、御連絡がなかった場合であっても、〇〇法第〇条の規定に基づき、神奈川県において、〇〇開始の審判請求手続きを進めますので、御承知おきくださるようお願い申し上げます。

<審判請求の内容>

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 氏名 | 甲野 花子 |
| 2. 住所 | 神奈川県神奈川町 3-3 |
| 3. 審判請求の類型 | 後見開始 |

電話で連絡が取れた親族に、申立てについて説明し、その際に申立てに同意しなかった場合の通知文書の例。

親族との連絡可否や同意の状況によって、通知例はパターンが考えられます。

【担当】 神奈川県高齢福祉課 〇〇
電話番号〇〇-〇〇-〇〇

＜親族の意見書が返送されない場合の上申書例＞

神高発第 号
令和 年 月 日

横浜家庭裁判所 御中

神奈川県長
神奈川 太郎

上記の後見開始の審判申立事件について、下記のとおり、ご報告いたします。

当市では、本人の推定相続人である次男、甲野 次郎氏に対し、令和○年○月○日、郵送にて、本人の後見開始の申立てを行う旨を連絡し、同意する場合には、令和○年△月△日までに同意書を当市まで返送するように依頼しました（別添資料＝前掲＜親族への通知文書例＞）。

しかし、本日まで、同意書の返送はなく、甲野 次郎氏から電話等の連絡も一切ありませんでした。なお、これまでも本人と甲野 次郎氏は、○年以上連絡を取っていない間柄であり、今後も連絡が取れない状況が推測されます。

＜添付資料＞

1. ○○開始の審判請求について（甲野 次郎氏宛） 1 通（写し）

【担当】神奈川県高年齢福祉課 ○○
電話番号○○－○○－○○

非開示希望申出について

横浜家庭裁判所後見係

ある情報を特定の方に知られると社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある（例：本人の住居所を特定の方に知られると本人に危害が加えられるおそれがある。）など、特に必要があって、非開示とすることを希望する情報（特定の方に知られてはいけない情報やその情報を推知させる情報。以下、「非開示希望情報」といいます。）がある場合には、次の方法で裁判所に書類を提出してください。

非開示希望情報の例

- 本人の住所、居所、施設名
⇒ 申立書、事務報告書、通帳、財産目録、領収書、住民票等に記載
- 本人の住所、居所、施設名を推知させる情報
⇒ 普段利用している施設、店舗の名称等から推知



非開示希望申出の要否

非開示希望情報が記載されている書面を裁判所に提出する必要があるか？

裁判所にその書面を提出しないで
ください。

No

Yes

非開示希望情報をマスキング又は抽象化した書面を提出することで書面提出の目的を達成※するか？
抽象化の例：「特別養護老人ホーム●●」⇒「本人が入居する施設」 ※下記「参考」参照

No

Yes

裏面の非開示希望申出の方法にしたがって
申出をしてください。

＜注意＞

一度非開示希望申出をした事件について、その後も継続して同じ情報の非開示を希望する場合は、その情報が書かれた書面を提出する際に、毎回、非開示希望申出をする必要があります。

非開示希望情報部分をマスキング（黒塗り）してコピーした書面を提出するか、非開示希望情報を抽象化して記載したものを提出してください。

参考

非開示希望情報がマスキング又は抽象化されると書面提出の目的を達成できない場合の例

- 非開示希望情報である具体的事実が審判の資料として必要な場合（例：後見等開始申立時の本人の住民票）
- 非開示希望情報である具体的事実をそのまま報告しなければ後見事務を適切に行ったことが明らかにならない場合（例：預金通帳の記載がマスキング又は抽象化されていると裁判所は取引の内容を確認できない）

非開示希望申出の方法

次の1から3の書類をご提出ください（作成手順は後記「作成手順」のとおり）。

1 非開示の希望に関する申出書

（書式は後見係に用意しているほか、横浜家裁後見係ウェブサイトに掲載しています。）

2 非開示希望情報が記載された書面（提出する書面）

非開示希望情報を朱書きで囲むなどして、対象・範囲を具体的に特定してください。

3 2の非開示希望情報をマスキング（黒塗り）した書面の写し

※ マスキング漏れのないよう、提出前によくご確認ください。

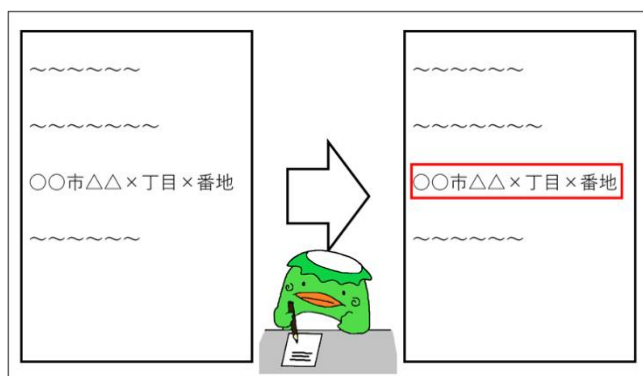
※ 非開示希望情報を含む書面を複数提出する場合は、非開示希望情報が記載されている書面ごとに上記1から3の書類を作成します。

※ このほか、非開示を希望する理由を疎明する資料などをご提出いただくことがあります。

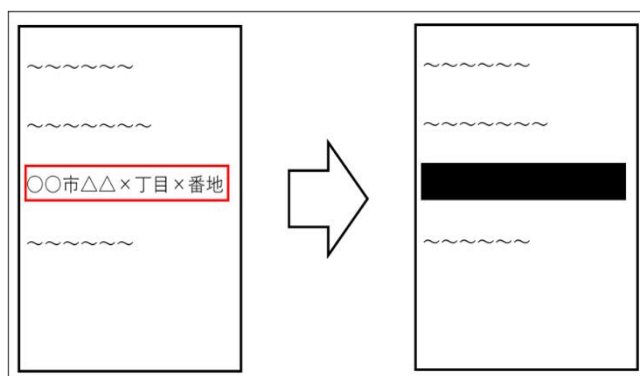
作成手順

※ 非開示希望情報を含む書面を複数提出する場合は、各書面につき①～④の作業をします。

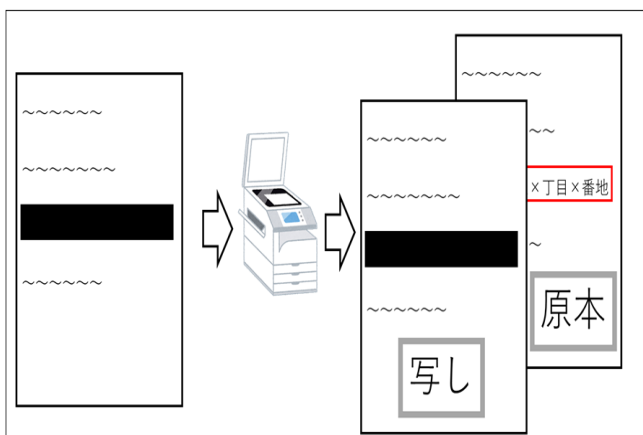
① 提出する書面の非開示希望情報部分を朱書きで囲むなどして特定します。



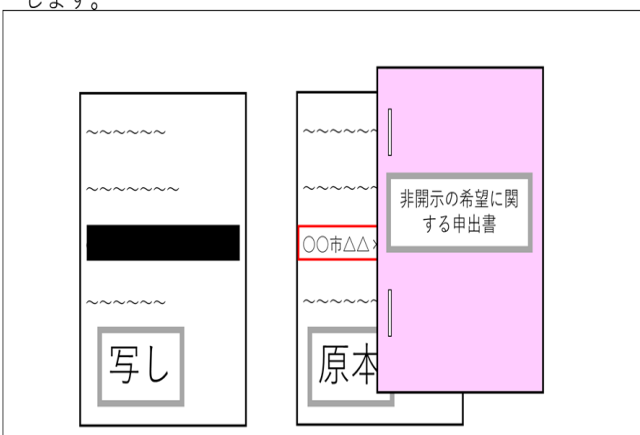
② 非開示希望情報をマスキングテープなどで見えないようにします(マスキング漏れがないことを確認してください)。



③ ②でマスキングをした書面をコピーして写しを作成します。コピー後、マスキングテープは外します。



④ 非開示の希望に関する申出書と提出する書面をステープラー留め（申出書が上）し、③で作成した写しとともに提出します。



《注意事項（※必ずお読みください）》

- 1 本申出がされていない書面は、非開示の希望がないものとして取り扱われ、当事者や利害関係人による記録の閲覧・謄写（記録を見たりコピーしたりすること）の対象となる可能性があります。そのため、提出する書面に記載されている情報の中に非開示を希望する情報が含まれている場合には、必ず、書面の提出と同時に本申出をしてください。
- 2 非開示希望申出を行う際には、非開示とすることを希望する情報、非開示の対象としたい相手方及びその理由について検討し、どの情報が非開示希望情報にあたるかを明確にしてください。特に「特定の方に知られてはいけない情報を推知させる情報」については、申出人においてきちんと特定してください。特定が不十分な場合、非開示希望申出があったものとして取り扱われない可能性があります。また、申出後裁判所からの指示に応じない場合にも、同様に非開示希望申出があったものとして取り扱われない可能性があります。
- 3 非開示の希望を申し出た場合でも、裁判官の判断によっては、当事者や利害関係人からの閲覧・謄写の許可の申立てが許可され、非開示希望情報等が記載された書面の閲覧・謄写が行われる可能性があります。
- 4 非開示希望申出は、非開示希望情報を含む書面を提出する都度、書面提出と同時に行ってください。書面を裁判所に提出する場合には、その都度、当該書面に非開示希望情報が記載されていないか、提出者が責任をもって確認してください（裁判所は新たに提出された書面について非開示希望情報の有無のチェックは行いません。）。
- 5 本申出後、連絡先に変更があった場合には、必ず裁判所にご連絡ください。
- 6 本申出があったことは、原則として、後見人等（後見人、保佐人、補助人、監督人等）にお伝えすることになります。
- 7 非開示希望情報が記載された書面を提出する必要が無い場合は、裁判所にその書面を提出しないようにしてください。提出すべきか迷ったら担当書記官にお問い合わせください。

～当事者間秘匿制度について～

令和5年2月20日施行の「民事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「当事者間秘匿制度」という新しい制度ができました（家事事件手続法38条の2、民事訴訟法133条）。

同制度は、申立人又はその法定代理人を特定する情報が本人等に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるときに、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。秘匿の対象となる情報は、申立人又はその法定代理人を特定する情報（住所・氏名・本籍等）に限られます。

同制度についてお知りになりたい場合は、裁判所までお問い合わせください。

基本事件 平成・令和 年(家)第 号
横浜家庭裁判所 支部 御中

本申出を撤回する。 . . .
☐ 申出人.....
☐ 電話聴取した。裁判所書記官

非開示の希望に関する申出書

令和 年 月 日

申出人(氏名)

電話番号(日中連絡がつく番号) - -

※ 電話番号に変更があった場合は、必ず裁判所にご連絡ください。

下記1(1)の情報については、下記3の理由により、下記2の者に対して非開示とすることを希望します。

記

1 (1) 非開示とすることを希望する情報

(①特定の者に知られてはいけない情報(例:本人の居所)及び②その情報を推知させる情報(例:本人の居所の周辺で普段利用している施設・店舗))

☐ 別添書面のうち赤線で囲んだ部分

☐

(2) 上記(1)の情報のうち、①特定の者に知られてはいけない情報

☐ 本人の居所 ☐ 本人の入所施設

☐ 入所施設を運営する法人の名称 ☐ 申立人の住所

☐ その他(()内に記載してください。)(.....)

2 次の者に対して非開示希望

氏 名	本人との関係	住 所

3 上記2の者に対して非開示を希望する理由(具体的に書いてください。)

.....
.....
.....
.....

※ 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

即時抗告について

横浜家庭裁判所家事部後見係

1 即時抗告期間

後見等開始の審判に対して不服がある場合には、本人と一定の関係を有する方（申立人を除く。）は、審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立て（「即時抗告」といいます。）をすることができます。

※ 具体的な即時抗告期間は、審判をした家庭裁判所までお問合せください。

※ 「誰を成年後見人等に選任するか」という点については、不服申し立てをすることができません。

2 申立てに必要なもの

- (1) 即時抗告申立書（抗告状）等
- (2) 申立手数料等

① 収入印紙 1200円分

② 郵便切手 4000円分

【内訳】

500円4枚、110円6枚、100円11枚、20円8枚、
10円8枚

3 提出方法

即時抗告申立書は、上記1の抗告期間内に、審判をした家庭裁判所に到着するように提出してください。

口頭や電話による申立てや、即時抗告申立書をファクシミリにより提出することはできません。

ご不明な点がありましたら、審判をした家庭裁判所までお問合せください。

抗告状の写しは、原審における当事者及び利害関係参加人に送付されますので、あらかじめご了承ください。

受付印		即時抗告申立書
貼用収入印紙	円	
予納郵便切手	円	

準口頭		原審事件番号	横浜家庭裁判所	☐	支部	令和	年(家)	第	号
-----	--	--------	---------	--------------------------	----	----	------	---	---

東京	高等裁判所	抗 告 人	印
令和	年 月 日	(又は法定代理人など) の 記 名 押 印	

抗 告 人	住 所	〒 — 電話 (方)	
	フリガナ 氏 名		
本 人	本 籍	〒 —	
	住 所	〒 — 電話 (方)	
	フリガナ 氏 名		大正 昭和 平成 (歳) 年 月 日生
原 審 申 立 人	住 所	〒 — 電話 (方)	
	フリガナ 氏 名		

(注) 太枠の中だけ記入してください。

抗告状の写しは、原審における当事者及び利害関係参加人に送付されますので、あらかじめご了承ください。

抗 告 の 趣 旨			
横浜家庭裁判所	☐	支部 令和 年（家 ）第 号	
事件について、令和 年 月 日同裁判所がした審判は			
不服であるから、同審判を取り消し、			
☐	☐	後見 ☐	保佐 ☐
☐ 補助 開始の申立てを却下する			
☐			
との裁判を求める。			

原 審 判 の 表 示	
主文	☐ 本人について ☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助 を開始する。
	☐

抗 告 の 理 由	
☐	追って14日以内に抗告理由書を提出する。
☐	

(注) 太枠の中だけ記入してください。

障障発 0330 第 11 号
障精発 0330 第 21 号
老計発 0330 第 13 号
平成 12 年 3 月 30 日
(一部改正) 障障発第 0729001 号
障精発第 0729001 号
老計発第 0729001 号
平成 17 年 7 月 29 日
(最終改正) 障障発 1126 第 1 号
障精発 1126 第 1 号
老認発 1126 第 2 号
令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の
基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 11 号、障精発 0330 第 21 号、老計発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成 17 年 7 月 29 日付け障障発第 0729001 号、障精発第 0729001 号、老計発第 0729001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和２年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和３年３月３１日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手續の例示を別添１及び２のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図らねたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第 10 条の 4 又は第 11 条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第 10 条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成 12 年 3 月 30 日社援地第 14 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添 3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては 800 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは 1,600 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは 2,400 円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては 2,600 円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・ 成年被後見人等の意見
- ・ その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第 4 項、第 876 条の 2 第 2 項及び第 876 条の 7 第 2 項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要な医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添 4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないように、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいなくても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者・精神障害者・知的障害者）

※虐待等の緊急事案ではない場合

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村（福祉事務所等）において支援内容を検討

支援内容が措置等である場合

認知症高齢者：老人福祉法による措置
精神障害者：精神保健福祉法による措置
知的障害者：知的障害者福祉法による措置

※1 並行して成年後見制度を利用することも考えられる。

有り

※3 親族からの申立てが期待できない場合は意向調査を省略可能。
※4 利用意見調査は義務ではない。

当該親族への意向調査・利用意見調査

当該親族が支援する場合

当該親族による審判請求

当該親族が支援しない場合

明らか

3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかかどうか

明らかではない

家庭裁判所の後見・保佐・補助の開始等の審判請求（申立書の作成）

家庭裁判所による審判手続き

成年後見制度の利用が適切である場合

※2 日常生活自立支援事業の活用も考えられる。

戸籍調査（2親等以内の親族の有無の確認）

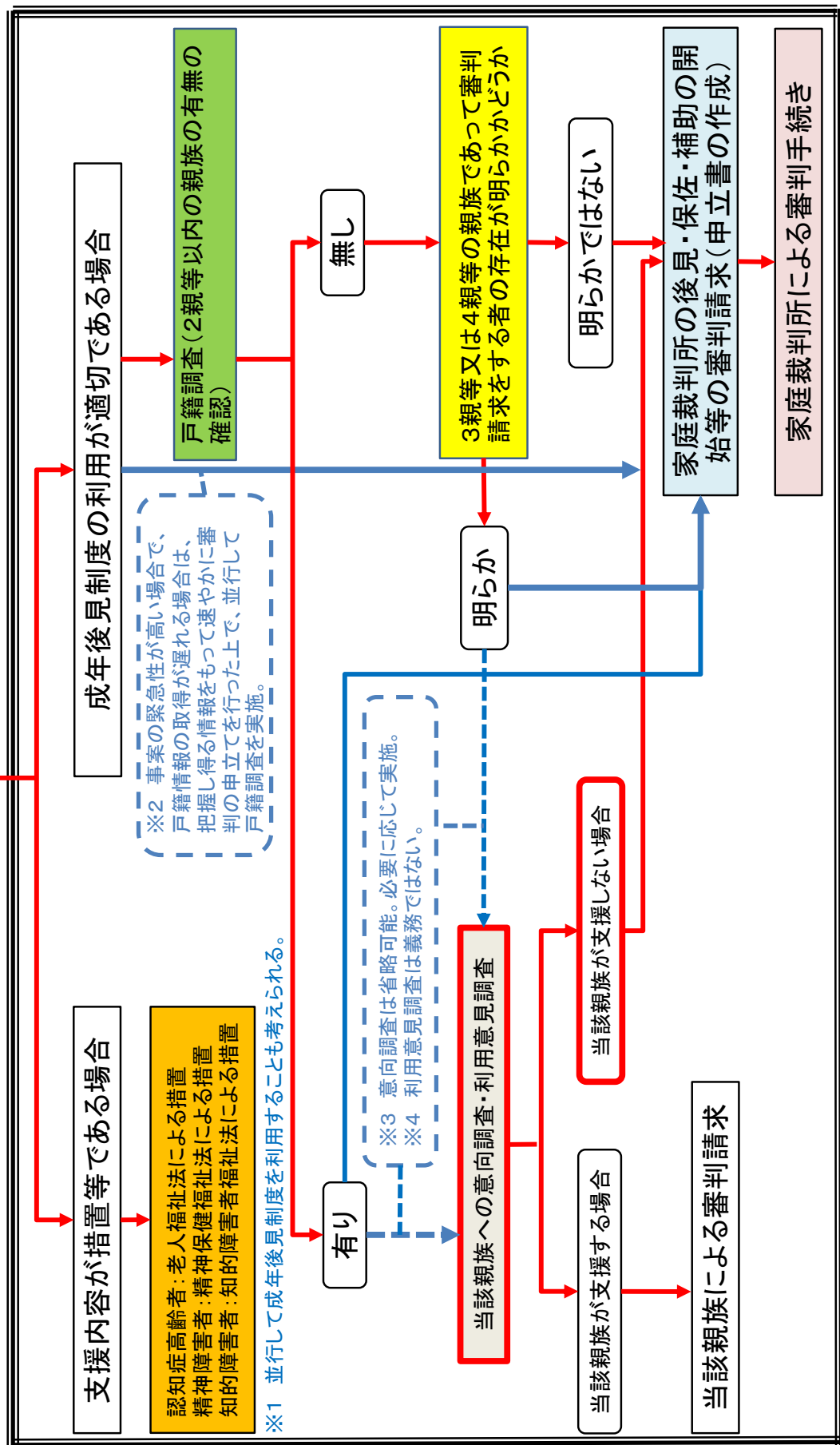
無し

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者・精神障害者・知的障害者）

※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村（福祉事務所等）において支援内容を検討



事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の Q & A について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和 3 年 11 月 26 日付け障障発 1126 第 1 号、障精発 1126 第 1 号、老認発 1126 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、市町村長申立基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立の手続の例示を見直したところですが、今般、個別事案等の考え方について、別紙の通り Q & A を作成したので、ご参考までに送付いたします。

Q 1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※１）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※２） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※１） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※２） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Q 2 Q 1 の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

(考慮事項)

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。

イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。(市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。)

ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q 3 都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。

(知的障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp

(精神障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp

(高齢者に関する相談の場合)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和5年5月30日

都道府県
各 市 町 村 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施
及び成年後見制度利用支援事業の推進について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。）」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業（以下「R4調査研究事業」という。）」が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第13条第2項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、R4調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

記

1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、R 4 調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いします。R 4 調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているので、参考としてください。

(参考) R 4 調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165

また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているので、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いします。

(参考) R 4 調査研究事業報告書 P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル (新潟県・新潟県社会福祉協議会)」

2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)においてお示ししたところであり、R 4 調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。

つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いします。

3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

第二期基本計画のK P Iでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、R 4 調査研

究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

各市町村においては、第二期基本計画のK P I や上記調査結果を踏まえ、

- ・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いします。

4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いします。

5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いします。

6 好事例自治体の取組について

R 4 調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

- ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
- ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
- ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

- ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
- ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
- ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施

等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いします。

【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて
＜参考事例集＞

【R 4 調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の
推進に関する調査研究事業」報告書

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線：3149）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

電話：03-5253-1111（内線：2297）

E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）

E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp